

第2回 金沢市子どもの貧困対策基本計画策定委員会 次第

日 時 平成30年10月23日(火)

午前10時00分～午前11時30分

場 所 金沢市役所 7階 第3委員会室

1 開 会

2 議題等

(1) これまでの調査等の実施状況

(2) 子どもの貧困対策を推進するための着眼点と主な施策の方向性(案)

3 その他

4 閉 会

11月20日 午後11時
2月に7月まで

<資料>

- ・ [資料番号1] これまでの調査等の実施状況
- ・ [資料番号2] 今後の子どもの貧困対策についての策定委員からの意見・提案
- ・ [資料番号3] 子どもの生活実態調査 回答結果(速報)
- ・ [資料番号4] 関係団体等ヒアリング調査から見える状況
- ・ [資料番号5] 子どもの貧困対策を推進するための着眼点と主な施策の方向性(案)

これまでの調査等の実施状況

1. 第1回金沢市子どもの貧困対策基本計画策定委員会の開催(5/18)

2. 策定委員からの意見聴取(6/20～7/6)

3. 関係機関等ヒアリング調査(6/20～7/5)

調査対象	保育所・こども園、小学校、中学校、高等学校、教育委員会、児童養護施設、放課後児童クラブ、地域で子どもを支援する団体・グループ
調査数	14カ所
回答者	各団体・機関の代表者、管理者、職員等
調査担当者	金沢市福祉総務課職員

4. 金沢市子どもの生活実態調査(6/25～7/20)

対象者数 6,000 世帯 9,600 件

回収状況

区分	送付数	保護者	子ども	世帯回収率
4～5歳	1,200	561	—	46.8%
小学2年生	1,200	574	—	47.8%
小学5年生	1,200	402	399	33.3%
中学2年生	1,200	378	371	30.9%
16～17歳	1,200	298	295	24.6%
回答世帯数	6,000	2,213	(2,200)	36.7%

今後の子どもの貧困対策についての策定委員からの意見・提案

金沢市の施策例（現在）	他都市の事例	策定委員からの意見・提案
<学びの支援> - 子どもの学習支援事業 - 学習支援ボランティア事業（ひとり親） - 放課後子ども教室、地域学校協働活動 - 心の絆サポーター派遣事業、 - スクールカウンセラー派遣事業 など - 家庭教育学級運営委託	- 経済的状況や家庭環境が厳しい子どもたちに対し、学習支援、食事の提供、体験活動を行う場を青少年健全育成に精通したNPOに委託し運営（東京都足立区） - 地域未来塾として、中学校敷地内のコミュニティハウスを活用した放課後学び場教室を実施（神奈川県）	- 学習支援の全体像を示す。民間と公共の役割の整理と連携。生活困窮者、ひとり親の学習支援の横の連携や地域学校協働活動との役割の整理 - 心の絆サポーターは不登校の支援に特化しているため、生活の問題が相談できるように福祉専門職（社会福祉士）のスクールソーシャルワーカーを配置をする。 - 家庭の支援のため、地域と学校をつなぎ、支援のマネジメントができるよう、地域資源を活用でき、行政と協働できるスクールソーシャルワーカーかコミュニティソーシャルワーカーを小学校区に1～2名配置 - 学習支援に松ヶ枝まで行くのは難しいため、派遣方式の実施
<生活・子育ての支援> - 市営住宅の子育て世帯の入居促進 - ひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとり親） - 児童福祉施設、里親等への措置 - 子育てサロン、放課後児童クラブ - ベビースペース『hug』 など	子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、子ども食堂設立の手引書（フードバンクによる食材等の提供情報、開設までの手順、安全・安心担保のための事前対策等）を作成、「開設準備講座」、「居場所利用促進研修会」を開催（高知県）	- 中高生のケア。高校進学しない子どもへの支援。 - 子ども向けソーシャルワーカーの配置。現場の担い手の強化 - NPO等で人件費が確保でき専任職員の配置ができる仕組み→現場の支援力が格段に向上 - 子どもの地域包括支援体制の構築 - 地域子育て支援拠点事業のような活動、親でも先生でもなく地域が子どもの出番を作る取組（他都市で事例あり） - ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）の実施
<保護者の就労の支援> - 福祉・就労支援コーナーの設置 - ひとり親家庭雇用奨励金（ひとり親） - 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金（ひとり親） - 講習会、資格取得支援（ひとり親） など		就労率は高いが低収入であることが課題→職業紹介ではなく職業訓練の充実
<経済的な支援> - 児童手当、児童扶養手当（ひとり親） - 金沢市育英会奨学資金 - 生活福祉資金貸付、母子父子福祉資金貸付（ひとり親） - 生活保護 - ひとり親医療費助成（ひとり親） - 就学援助 など	- 民間企業などからの寄付で子どもの貧困対策に充てる「子ども輝く未来基金」を創設（大阪府） - 法人県民税法人税割の超過課税の一部を原資に特定目的基金「子ども基金」を創設（三重県） - 低所得世帯の中学2年生を対象に、公益社団法人と連携して塾代等として使えるクーポン券を支給（渋谷区）	- 入学資金の工面が困難な家庭に早めに気づいて相談に繋げる体制づくり - 放課後児童クラブの保育料が支払えない世帯への支援 - 児童扶養手当の充実
<相談援助> - 児童家庭相談室の設置 - 専門機関による支援（こども総合相談センター、研修相談センター、福祉健康センター、女性相談支援室、自立生活サポートセンター等） - 児童扶養手当現況届に合わせた集中相談窓口の開設（ひとり親）	子どもの貧困対策ナビゲーターを社会福祉士等の専門職に委託して設置し、支援が必要な児童生徒の家庭を訪問して生活習慣の改善を働きかけるとともに、官民のサービス利用に繋げる（千葉市）	- 市の相談窓口は非日常で敷居が高い。身近な人のちょっとした声かけ - 子育てのちょっとしたことを聞ける人、ちょっとした手助けが頼める人 - 日常関わる人が気づけるようにアンテナを高め、信頼関係を構築するための研修等の実施 - 日常関わる人が相談窓口を紹介しやすくなるような顔の見える関係づくり（行政と現場） - 民生委員・主任児童委員が地域の相談役だと認識されていない→周知 - ちらしや広報を見ても分からない→窓口での声かけの実施（学校での三者面談、児童扶養手当現況届の際等）
<その他>	2つの区社会福祉協議会に「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」を設置し、活動地域の調整、様々な団体との関係づくり、住民向けの周知支援等の「居場所」の創設・運営支援を行う。（横浜市） - 市社会福祉協議会に委託し、「子どもの居場所づくり・運営サポートのてびき」を作成（横浜市）	- 地域で新たに活動している団体やグループと既存団体（例：母子会と地域の支援グループ等）との連携の支援（横のつながりの強化） - 地域での支援者の善意だけでは安全の担保はできない→衛生面の枠組み - 今ある施策の必要な人への周知 - 支援者が点で活動すると疲弊する。支援者同志のつながり、支援者マネジメントの体制づくり - 市民の貧困の人に対する意識改革のための啓発

子どもの生活実態調査 回答結果（速報）

結果概要

- 【概要】 市内の子どものいる家庭の生活状況・ニーズ課題を把握するための調査
- 【調査対象】 4～5歳、小学2年生の保護者
小学5年生、中学2年生、16～17歳の児童・生徒と保護者
各1,200件、6,000世帯
- 【調査方法】 郵送配布、郵送回答
無作為抽出（保護者の重複なし）
- 【調査期間】 平成30年6月25日～7月20日
- 【回答率】 全体 36.7%
4～5歳 46.8%、小学2年生47.8%、小学5年生33.3%
中学2年生30.9%、16～17歳24.6%

- 今回は速報値で調査データ精査前のため、最終報告においてデータの補正・除外がある場合があります。
- 本調査につきましては、今後各項目を精査の上、さらなる分析を含んだ最終報告を平成31年2月に行う予定です。

速報における「生活困難世帯」の定義について

下記の要素に該当した場合、生活困難世帯とした

①	低所得	保護者票 問 18	世帯年収が200万未満の世帯
②	家計の逼迫	保護者票 問 27	1項目以上該当する世帯
③	子どもの体験や所有物の欠如	保護者票 問 27	「金銭的理由でない」
		保護者票 問 28	「経済的にない」
			3項目以上該当する世帯

【日常生活・心身の状況】

1. 生活困難世帯では、子どもを医療機関に受診させた方が良いと思っても多忙で連れて行く時間がないと回答した世帯が多く、経済的問題で受診しない世帯は一般世帯ではいなかったが、生活困難世帯では少数ではあるが見受けられた
2. 生活困難世帯は学習塾や習い事、子どもとの外出の機会が一般世帯より少ない

【教育の状況】

3. 生活困難世帯の保護者、子どもは一般世帯に比べて大学以上の教育を希望する割合が低く、生活困難世帯では、進学希望だが経済的理由で進学する予定がない子どもがいる

【就労の状況】

4. 生活困難世帯の父・母は一般世帯より常時雇用が少ない

【経済状況】

5. 生活困難世帯の7割近くは、家計の収支が赤字で、貯金の取り崩し、ボーナス、カードローン・銀行ローンで補てんしている
6. 生活困難世帯の1／3以上は5万円以上の急な出費のための貯金がない

【相談等の状況】

7. 悩みや不安を相談できる人がいない保護者は、一般世帯に比べ生活困難世帯に顕著にみられる

【制度の利用・要望について】

8. 保護者が現在必要・重要だと思う支援は、子の就学費用の軽減と悩みごとの相談
9. 子どもが利用してみたい支援は、家で勉強ができない時、静かに勉強できる場所

子どもの生活実態調査 回答結果（速報）

保：保護者
小5：小学5年生
中2：中学2年生
高等：16-17歳

参考

【世帯の状況】

	項目	一般世帯	生活困難世帯
(1)	ひとり親家庭（保護者が離婚、死別、未婚・非婚） 〔保-4〕	5.2%	19.2%

【日常生活・心身の状況】

	項目	一般世帯	生活困難世帯
(1)	過去1年間に、子どもを医療機関に受診させた方が良かったと思うが、実際にはさせなかった割合〔保-13〕	9.5%	24.4%
	・ 子どもの様子を見て受診させなくて良いと判断	68.8%	39.7%
	・ 多忙で医療機関に連れて行く時間がなかった	17.4%	27.6%
	・ 公的医療保険未加入や支払いの不安	0.0%	5.1%
(2)	定期予防接種を受けていない世帯〔保-14〕	1.6%	7.9%
	・ 医学的な不信感によるもの	40.7%	10.0%
	・ 多忙で医療機関等に連れて行く時間がなかった	29.6%	40.0%
(3)	平日朝食を毎日食べる小学5年生の割合〔小5-15〕	93.3%	85.7%
(4)	子どもの生活費／塾などの学校外教育費の平均月額	6,352円	3,715円
	子どもの生活費／習い事代の平均月額〔保-15〕	4,543円	2,927円
(5)	金銭的な理由でできない子どもとの外出〔保-22〕		
	・ 遊園地やテーマパーク	3.1%	33.1%
	・ スポーツ観戦や観劇	0.7%	19.7%
	・ キャンプ・バーベキュー	0.6%	15.9%
(6)	自分用のものがなく、欲しいもの（上位3つ）〔小5・中2-3、高等-4〕		
		一般世帯	生活困難世帯
	① 携帯音楽プレーヤー	31.2%	① 自分専用の部屋 54.8%
	② 自分専用の部屋	27.3%	② 携帯音楽プレーヤー 31.7%
	③ インターネットに繋がるPC、タブレット、スマートフォン	15.0%	③ 子ども部屋（兄弟姉妹と相部屋を含む） 24.4%

(6)	自分用のものがなく、欲しいもの（上位3つ） [小5・中2-3、高等-4]				
	中 2	一般世帯		生活困難世帯	
		① 携帯音楽プレーヤー	23.0%	① 携帯音楽プレーヤー	34.9%
		② 自分専用の部屋	12.1%	② 自分専用の部屋	27.9%
	16 17 歳	③ 友達が着ているのと同じような服	10.5%	③ サイズのあった靴 (2足以上)	18.6%
		① インターネットに繋がるパソコン	19.4%	① インターネットに繋がるパソコン	37.5%
		② 月5千円ほどの自分で自由に使えるお金	16.9%	② 月5千円ほどの自分で自由に使えるお金	35.0%
		③ 本、資格取得の研修、通信教育などの自分に投資するお金	14.9%	③ 友人と遊びに出かけるお金	27.5%

【教育の状況】

	項目	一般世帯	生活困難世帯
(1)	子どもに大学以上の教育を受けさせたいと考えている保護者〔保-10〕	71.5%	52.1%
(2)	四年制大学進学を希望する16～17歳の子ども〔高等-6〕	74.4%	50.0%
(3)	進学希望だが、経済的理由で進学する予定がない〔高等-6-1〕	1.1%	14.3%
(4)	学習塾や家庭教師を利用している児童・生徒〔小5・中2-24、高等-26〕		
	◆関連／【日常生活・心身の状況】(3)参照		
	・ 小学5年生	28.1%	9.8%
	・ 中学2年生	49.8%	27.9%
	・ 16-17歳	27.1%	10.0%

【就労の状況】

	項目	一般世帯	生活困難世帯
(1)	父親の就業状況		
	・ 就業率 [保-37]	99.7%	95.9%
	・ 常時雇用 [保-37-1]	82.1%	65.6%
	・ 週平均労働時間 [保-37-2]	48.8時間	46.8時間
(2)	父親の最終学歴が大学卒業以上 [保-38]	61.3%	36.8%
(3)	母親の就業状況		
	・ 就業率 [保-39]	81.1%	83.8%
	・ 常時雇用 [保-39-1]	41.3%	26.5%
	・ 週平均労働時間 [保-39-2]	30.4時間	31.1時間
(4)	母親の最終学歴が大学卒業以上 [保-40]	35.1%	20.5%
(5)	アルバイトをしている子ども [高等-20]	4.9%	20.0%

【経済状況】

	項目	一般世帯	生活困難世帯
(1)	現在の暮らしの状況について「やや苦しい」「大変苦しい」と感じている [保-24]	24.7%	77.8%
(2)	月々の収支が赤字 [保-25]		
	補	一般世帯	
	て	生活困難世帯	
	① ボーナス	12.4%	① 貯金の取り崩し 33.1%
	② 貯金の取り崩し	9.6%	② ボーナス 20.5%
方	③ 両親、兄弟姉妹、親族の援助	2.6%	③ カードローン・銀行ローン 13.4%
(3)	過去1年間に必要な食料・衣類が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」 [保-26]	2.9%	29.0%
(4)	急な出費のための貯金（5万円以上）がない [保-29]	3.8%	36.0%
(5)	経済的理由で子どもにしてあげられないこと（上位3つ） [保-28]		
		一般世帯	
		生活困難世帯	
	① 年1回の家族旅行	3.0%	① 年1回の家族旅行 45.6%
	② 学習塾の利用	1.6%	② 学習塾の利用 36.8%
	③ 習い事（音楽、スポーツ、習字等）	0.9%	③ 習い事（音楽、スポーツ、習字等） 28.0%

【相談等の状況】

	項目	一般世帯	生活困難世帯
(1)	子どもが病気の時や、自分が用事の時に頼れる親族や友人がいない [保-8]	7.7%	15.9%
(2)	子どもを持ってから辛い経験をした [保-33]		
		一般世帯	
		生活困難世帯	
	① わが子を虐待しているのではないかと思い悩んだ	12.4%	① わが子を虐待しているのではないかと思い悩んだ 23.8%
	② 出産や育児でうつ病（状態）になった時期がある	10.2%	② 出産や育児でうつ病（状態）になった時期がある 21.8%
(3)	③ 子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある	5.8%	③ 自殺を考えたことがある 13.8%
	普段不安や悩みを相談する相手がいない [保-35]		
	・ 4-5歳の保護者	2.6%	10.9%
	・ 小学2年生の保護者	6.0%	20.4%
	・ 小学5年生の保護者	6.6%	18.2%
	・ 中学2年生の保護者	5.8%	18.6%
	・ 16-17歳の保護者	8.7%	25.0%

【制度の利用・要望について】

	項目	一般世帯	生活困難世帯
(1)	保護者が現在必要・重要だと思う支援 [保-36]		
	① 子どもの就学に係る費用の軽減	47.9% (1)	74.1% (1)
	② 子どものことや生活のことなど悩みごとの相談	31.1% (2)	33.9% (2)
	③ 住宅を探したり住宅費を軽減するための支援	6.9% (9)	23.4% (3)
	④ 就職・転職のための支援	12.4% (7)	21.8% (4)
	⑤ 病気や出産、事故などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること	19.5% (4)	20.9% (5)
	⑥ 同じような悩みを持った人同士で知り合えること	20.5% (3)	20.5% (6)
	⑦ 一時的に必要な資金を借りられること	3.3% (10)	19.7% (7)
	⑧ 病気や障害のことなどについて専門的な相談	14.8% (5)	18.0% (8)
	⑨ 土日や夕方以降に相談できること	14.7% (6)	18.0% (8)
	⑩ 家計管理の仕方についての相談	7.1% (8)	17.2% (10)

(2)	子どもが利用してみたい支援・サービス [小5・中2-28、高等-31]			
	一般世帯		生活困難世帯	
	① 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [高等]	67.6%	① 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [中2]	62.8%
	② 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [中2]	64.2%	② 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [高等]	59.0%
	③ (家以外で) 休日にいることができる場所 [高等]	52.4%	③ (家以外で) 休日にいることができる場所 [中2]	58.1%
	④ 大学生のボランティアなどが、勉強を無料でみってくれる場所 [高等]	52.2%	④ (家以外で) 家の人がいらない時、定額・無料でごはんを他の人と食べることができる場所 [高等]	56.4%
	⑤ 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [小5]	49.8%	⑤ 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所 [小5]	56.1%
	⑤ (家以外で) 休日にいることができる場所 [中2]	49.8%	⑥ (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所 [高等]	51.3%
	⑦ 学校における給食サービス [高等]	45.1%	⑥ (家以外で) 休日にいることができる場所 [高等]	51.3%

関係団体等ヒアリング調査から見える状況

	(1) 保護者の特徴	(2) 子どもの特徴	(3) 現在の制度・支援への意見	(4) 課題
世帯の状況	✓ ひとり親家庭、多子世帯、生活保護世帯、保育料無料・就学援助等の家庭が多い ✓ 親が養育できず、年金生活の祖父母と生活している場合も		✓ お昼の給食だけでなく、朝食の支援があれば安定する子どもがいる ✓ 中学生・高校生の相談先や居場所が小学生や未就学児や比べて少ない ✓ 放課後児童クラブに行けない子どもが放課後、長期休暇で過ごせる居場所がない	1. 保護者が子どもにかまう余裕がないため、子どもの生活リズムが整わず、子どもが将来自立するための基本的な生活習慣が身につかない
日常生活の状況	✓ 書類、手続きが苦手、支払が遅れる ✓ お金の使い方の優先順位が違う。子育て費用より自分の交際費、衣服、携帯代等の見た目のツールに使う ✓ 保育料や学納金の滞納がある ✓ 手当等のまとめて入るお金を計画的に使えない。 ✓ 児童手当を自分のために使う	✓ 朝寝坊をする。朝食を食べていない ✓ 基本的な生活習慣がない ✓ 携帯、ゲームは必ず持っている ✓ 病院や歯科受診が後回しになる ✓ 高校生になると、学費・生活費のためにアルバイトをする ✓ おやつ代、イベント代が払えず参加できない子がいる	✓ 就学支援金や奨学金等の進学費用のための補助制度を知らない人がある ✓ 進学に多額の奨学金が必要で、進路を変更せざるを得ない場合がある ✓ 学校で教員が貧困の問題を扱うことが難しい	2. 家庭環境によって、登園・登校ができなかったり、十分な学習習慣がないため、基本的な学力が不足している
保護者の就業・収入の状況	✓ 派遣・アルバイトで低賃金 ✓ ダブルワーク、トリプルワーク ✓ 就労が不安定で、一つの職場に定着しない	✓ 学習習慣がない。塾通いが少ない ✓ 空腹で勉強に集中できない ✓ 生活リズムが整わず、登校できない ✓ 勉強が遅れると不登校につながる ✓ 弟妹の世話で学校を休む ✓ 経済的理由で私立高校の受験をしない。進学も就職もしない子がいる	✓ 進学に伴う学校間での情報連携がないので、過去にどのような課題があったかが分からない ✓ 年齢で区切る支援機関が多く、0～18 歳までのつながったサポートが受けられない	3. 保護者が計画的にお金を使うことが難しく、子どもの教育費の優先順位が低いため、子どもの生活費や就学資金が確保できない
子どもの就業・学力・学習習慣	✓ 低学力で収入増のための資格がなかなか取れない ✓ 心身の疾患があり就労できない		✓ 人手不足や専門職の不足で困っている親や家庭に十分な対応が出来ない ✓ 児童相談所が重度の虐待対応に追われ、軽度や予防的取組の対応が難しい ✓ 児童養護施設退所者や家族の支援が得られない若年層が頼る先がなく孤立しやすい	4. 保護者が非正規で就労しているため、低収入になりやすい
心身の状況	✓ 離婚やDV、子育てへの責任感がきっかけで精神的に不安定で生きづらさを抱えている ✓ パチンコ依存、ゲーム依存等がある	✓ 自己肯定感が低い ✓ 困りごとを自己発信できない ✓ 空腹でイライラしている ✓ 試し行動がある	✓ 市民の発達障害への理解が進んでいないため、偏見や誤った対応を求められる	5. 子どもが困りごとを自己発信できないため、地域の身近な支援にもつながらない
親と子の関わり	✓ 忙しく、子どもにかまう余裕がない ✓ 仕事が不規則で夜遅く、子どもの生活リズムが整わない ✓ 簡単に学校や行事を休ませる ✓ 子育てに行き詰っている ✓ 大人としての育ちがない（自分優先、問題から逃げる、あきらめる）	✓ 親が夜働いているので、兄弟のみまたは一人で過ごしている ✓ ほったらかしにされている。食事の準備や気候にあった服装をさせてもらえていない。 ✓ 子どもが家庭の状況を理解し、心配・負担をかけないように気遣う	✓ 地域の支援団体等が運営や個別の対応について情報交換する場や相談先がない ✓ 地域には子どもに関する情報がないため、困っている家庭を見つけることが難しい	6. 社会や地域から孤立し、ちょっとしたことを相談する身近な相手がいないため、困りごとを抱え込みやすい
周囲の人や支援者との関わり	✓ 社会や地域から孤立している ✓ 頼れる親族や知人がいない（外国人の場合は特に） ✓ 貧困の意識はないので相談しない ✓ 大変でも表に出さない ✓ 利用できる支援を拒否する	✓ 学校の人間関係がそのままある場所や地域の支援の場には行けない子がいる ✓ 子どもなりのプライドがあり、家のことを友人や学校に相談できない ✓ 言葉遣いが悪く、うまくコミュニケーションが取れない子がいる	✓ 民生児童委員、主任児童委員が地域の見守り役・相談役だということを知らない人が多い ✓ 必要な支援・施策が必要な人に伝わっていない ✓ 行政の窓口は敷居が高く相談に行けない ✓ 窓口が複数あり、どこに報告、相談すれば良いか分からないので窓口を一本化して欲しい ✓ 情報収集の方法が紙よりホームページ、アプリの利用が中心になってきている	7. 身近な人が困っている家庭を発見し、相談・支援につなげていく支援体制が十分に整っていない 8. 相談機関の周知が不十分で、必要の人に必要情報が伝わっていない

子どもの貧困対策を推進するための着眼点と主な施策の方向性（案）

